

第2回多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会 要点録

1 開催日時

平成29年7月25日（火） 午後6時～午後8時30分

2 開催場所

多摩市役所 301・302会議室

3 出席者

〔委員〕 矢島卓郎 委員（委員長）／藤吉さおり 委員（副委員長）

北山文子 委員（副委員長）／市川香織 委員

岩橋誠治 委員／植草久子 委員／岡崎和子 委員

折笠富子 委員／金井誠 委員／木村英子 委員

瀬尾敏也 委員／田川越士 委員／堀江太郎 委員

松岡都 委員／森田淳嗣 委員／山崎誠 委員

※井上英子 委員、勝手春幸 委員、清水美代 委員、は欠席

4 次第

(1) 開会

(2) 多摩市障がい者基本計画（平成24～29年度）及び多摩市障害福祉計画（平成27～29年度）の取り組み状況及び実績について

(3) 平成29年度多摩市障がい者生活実態調査について

(4) 多摩市障がい者基本計画素案（案）について

(5) その他

(6) 閉会

5 議題（要旨）

- ・多摩市障がい者基本計画（平成24～29年度）及び多摩市障害福祉計画（平成24～29年度）の取り組み状況及び実績について・・資料1、資料2

（事務局より資料に基づき説明が行われた）

【委員長】 少し説明が長くなったので区切って、資料1の多摩市障がい者基本計画に関連する各課の状況調査について意見等あるか。

【委員】 各課の評価が全てBの予定通り進行、となっているが、本当にそうなのか。予定通り進行しているのに私たちの日常は厳しくなっている。

相談支援事業では、障がい者支援センターの一または事業者が変わって相談支援事業もなくなっている。大変な思いをしている障がい者の人はたくさんいる。

(2) のライフステージを見据えた支援体制の構築の項目は、児童から大人まで障がい児から始まり障がい者といった、全て障がい者のみを対象にしているように見え、障がい者だけが世間から切り離されているような印象を受ける。学童保育や特別学級の推移はどうなっているのか。また、普通学級のなかで生活することはできないだろうかといった視点が必要であり、障がい児が分けられている印象がある。支援をしていくことは必要であるが、地域の中での生活が大切であり、そのようなことを議論しながら計画を積み重ねていければと思う。

【事務局】 資料中の評価は各課の評価も含めて予定通り進行となっており、実感として違うのではないかという意見もあるかとは思いますが、サービスやサービスの提供場所などは増えてきているというところでご理解をいただきたい。

相談支援事業に関しては、前年度、また今年度にかけて新しくできた相談支援事業所もある。また、の一まに関しては時期についてはお示しできないが、再度相談支援事業をおこなうということも検討中である。

障がい児に関しては相談ができる場所を増やしており、実際にサービスの提供量も増えている。また、放課後デイと学童保育の点については、5年生以上になると障害の有る無しにかかわらず学童クラブの受入はおこなっていないが、それまでは対応しており受け入れられる体制にもなっているところであり共生社会といったところでは、市として放課後デイ、学童クラブどちらか一方を使うようにという話はしておらず、本人、ご家族の判断に任せている。

【委員】 学童クラブには一施設当たりの障がい児の受け入れ上限があるのではないか。

また、就労支援のA型とB型の実績が伸びているという話があったが、一方では就労移行の数字は目標値に達していないということであればやはり世間から障がい者がまだ受け入れられていないのではないかという印象を受ける。居宅介護に関しても、利用者は増えても利用時間は減っているということとは、一人当たりを受けられる時間数に制限があるのかなといった現実を感じる。

【事務局】 学童クラブに関しては入所調整を市内の学童クラブの施設全体で行っており、できるだけ受け入れができるように努力は行っている。

就労移行は大幅に目標値に届いていないというイメージはない。また、これまでは市内に就労移行事業所は無かったが平成29年4月からは新しく市内にできたということで引き続き環境整備をしていきたい。居宅介護の利用時間に関しても引き続き時間数の分析など行っていく考えである。

【委員】 (1) 障がい者が暮らしやすいまちづくりの項目で、資料の取り組みと成果というところを見てみると、差別解消法が始まったということしか書いていないように見える。それ以前の取り組みがわかりにくい。

【事務局】 最近のながれとなっており、以前からの内容についてはここには書いていないが、講演会を実施したり、広報でお知らせしたり、市役所内部の研修など様々な周知活動を行っている。

【委員】 差別解消法が施行されて、合理的配慮ということが浸透し

つつあると思うが、ハンドブックの作成は市から働きかけがあったものではなく、権利擁護専門部会の中で障がい当事者のほうから話があがったものだ。市からの問いかけも少なく、生活がしづらい実態があるし差別解消法が始まって多摩市は合理的配慮に関しては進んでいない印象を当事者としては受ける。市役所としてはこれからどういう視点でどのように考えているのかお聞きしたい。

【事務局】 自治体は差別解消法について周知する義務があるため、権利擁護専門部会には市のほうからもお願いしてハンドブックを市と一緒に作成していただいたという経緯がある。

合理的配慮についてはまだ至らない点もあるかとは思いますが、障害福祉課が中心となって意見をいただきながら今後も合理的配慮については進めていきたいと考えている。

【委員長】 平成29年度はまだ終わっていないのでこれからということもあるのかもしれないが、他に意見はあるか。

【委員】 前回の計画策定の際、策定委員であった人は今回の委員会ではどのくらいいるのか。前回を知っている方からの意見も聞きたい。

【事務局】 6名の方が前回から引き続き委員をいただいている。

【委員】 差別解消法以前に共生社会に向けての取り組みだとか、評価があがったというようなことがあれば知りたい。

【事務局】 障害者差別解消法という大きな流れがあったため、差別解消法を中心に記載したが、それ以前からも小学校においては、ひとときの和という福祉交流会を開いたり、市役所内部でもハートフルオフィス事業として障がい者の方を雇用したり細かい取り組みも行っている。重点目標の箇所には掲載しているので、個々の項目についてはご確認いただきたい。

【委員】 私は前回の計画策定にも参加したが、やはり差別解消法の始まる前と後では考え方から大きく異なっていると感じる。医療モデルから社会モデルに変わり、より障がい者個人の人権、いのち、権利が重要視され、サービスを受けるだけの受け身の存在から、会議などに参加し、発信できるようになってきた。以前は、当事者が会議に参加することも少

なかったし、医療や福祉、支援を受ける側という状況であった。昨年からは障害者差別解消法が少しずつ動き出した中で、資料に評価がBとあるが、まだ当事者として生活の中で評価や成果を実感することが少ないものの、これから進んでいくという流れも見えるのでBで妥当なのかなとも思う。1ページに障害者差別解消法の施行に伴いとあるように、これからは当事者の人達も社会に出て行くための意見を言えたら良いと思う。

【委員長】 それでは次に移りたいと思う。

・平成29年度多摩市障がい者生活実態調査について・・・資料3

(事務局より資料に基づき説明が行われた)

【委員長】 何か質問はあるか。

【委員】 問44で差別解消法を知っているかという問があるが、これは障がいをもっている人のみを対象にしたアンケートであるのに知らない人がとても多い。障がいのない人だと、知っている人が1%もいないのではないかと思う。やっと差別されるのは嫌だ、と言えるようになってきて、権利擁護専門部会でも啓発活動などを行っているが、当事者しか動いていない印象である。市がもっと働きかけを積極的にやってほしい。

【委員】 問39-1の防災訓練に参加したことがあるかという問で、防災訓練が行われているかわからないと答えている人が結構多い。障がい者が積極的に動くというのはもちろん大事だが、市が防災安全課と連携をとり、働きかけをすべきではないか。自分は防災訓練に参加しているが、参加しても参加される方はいつも同じ人ばかりである。インターネットなども活用して防災訓練に参加する人を増やすべきである。

【委員】 これから細かい集計が行われていくということではあるが、市としては調査結果について現状どのように分析しているのか聞かせてほしい。

【事務局】 今回の集計を全体を通してみても、おおむね、ニーズは同じ

傾向にあり、大幅に変化しているという動きは見られないと考えている。今回対象者の抽出方法が前回と変更になっており、高齢者の割合が増えたことにより回答の動向に変化はみられるが、そこまで大きなものではない。

しかし、問53の1と2、障害者差別解消法に関する施策を充実させるべきだという声は多いと感じており、市としても取り組んでいきたい。

また、ニーズとして数字の少ないことでも必要ないということではないので引き続き検討していきたい。

【委員長】 他に意見がなければ次の議題に移る。

・多摩市障がい者基本計画素案（案）について・・資料4

（事務局より資料に基づき説明が行われた）

【事務局】 基本理念と基本方針については事前に委員の方から意見を頂いている。素案に示した基本理念と基本方針について、対象としては障がいのある方も障害ごとにいろいろな悩み事を抱えているというところで、幅広く障がいを持つ方に対応できるように、基本計画の当初の案としてはあえて抽象的に表現しているというところがある。いただいたご意見については、表現の違いはあるとしても概ね拾っていると考えている。ただ、障害者権利条約については記載がないが、素案の他の部分で細かく記載する予定である。

また、住まいのことが基本方針に含まれていないという意見を頂いているが、同じく施策の展開の部分で記載する予定である。

【委員長】 まだ、案の状態ではあるがこれまでの素案の説明について、また、事前に委員の方から頂いた意見である、参考資料の1についてなにか質問、ご意見はあるか。基本計画については、8月の市民策定委員会まで議論を予定している。

【委員】 市の基本理念である、「障害の有無に関わらず、誰もが安心していきいきと暮らし続けるまち」というのは、具体的ではなくわからない。大切な命、権利、平等という言葉をど

うしても入れたいと思ったので意見として提出した。検討してほしい。

【委員】 8ページの基本方針2にある「住み慣れた地域で自立した生活を送り」について、自立した生活というのをどのように受け止めるのかということについてはそれぞれで意見も違うと思う。生活実態調査を見ても特に必要がなければ支援を受けずに自立した生活をともとらえられるが、支援を使いながら自らの意思で自立していくことも必要であり、どのように表現していくのかは別として、市の意見も聞いていきたい。

また、どのように支援を行うかというところでは、事業所としては担い手の不足の問題がある。社会資源をどのように増やしていくのか、担い手の確保についても計画に盛り込んでいく必要がある。調査結果でも数値が高った。制度があっても申し込んでも利用できないということにつながっていくので、計画を実行していくにはそのあたりも検討できればと考える。

【委員長】 委員の方が提出した案と市が示している案を比較などしながら、多摩市の計画の基本理念としてはどのような表現をするのが良いのか、意見はあるか。

【委員】 市の基本理念にある、暮らし続けるまち、という表現は人が生きていくということを感じられないように思う。委員の方の提案の方針については、分け隔てないという言葉と平等という言葉の意味が近いのでどちらか一つにするとより簡潔かなと思う。また、分け隔てなくについては障害という言葉だけではなく、難病等も考慮し、“疾病”であったり、“文化の違い”や“個々の違い”があってもというような形で言葉を入れることも検討してはどうか。

また、障がい者を支える担い手の不足も深刻な状況であるので、「誰もが安心して」の前に「支え合って」というような相互の関係性についても触れるとなお良いのではないか。

【委員】 市の基本理念はいつも同じように感じる。障がい者は差別されたり、社会の中で分けられてきた。障害者権利条約を批准したことにより差別しないということを約束したのだから、障がい者計画を策定するにあたっては、障がい者が差別さ

れずひとりひとり人権を持ち自分の意思を持って生きていくということを強く明記したほうがよい。基本方針でもよいし、テーマでありどうしても押さえない所であって、障がい者の人権をしっかりと掲げるということを多摩市で示すことが大事であるが、それができていないことが残念だった。

【委員長】 大事なご意見だと思う。やはり多摩市の基本計画ということで、方向性がハッキリと示せることが大切でありどの様な形で盛り込んでいけるかといったところを議論していきたい。他に意見はあるか。

【委員】 市の案である、障害の有無に関わらずという表現はわかりにくいように思う。もう少しわかりやすい文言で表現してはどうか。多摩市では障害の害の字の表記については、何か基準があるのか。

【事務局】 障害の字が人を指している場合は、害の字をひらがな表記としている。障がい者や障がい児については人を指しているので多摩市のルールではひらがな表記としている。

【委員長】 基本理念については今日結論を出すということではないが、基本方針も三つあるのでその絡みの中で整理できればと考える。では、限られた時間ではあるのでその次に基本方針について意見などあるか。

【委員】 つばさの案にある様に、基本方針の説明に障がいのある人が、一人の人として人権を守られ、自分で決めた生活を送る権利を保障していく。地域で生きるための必要な支援を受けながら、自分の選んだ生活が、健常者と同じように保障されることで、ともに生きられるまちにしていく、という文言を入れてほしい。

【委員】 委員提案の基本方針に記載したように、基本方針2では社会モデルを目指すことを盛り込んだ。差別はまだあり、生きにくいと感じるのが現状である。また、基本方針3は障害があることで教育の受ける場を分けられたり、イベントにも気軽に参加しにくい現実があるなど、社会の中で分けられていると感じる。様々なバリアがあるなかで、子供のころから分けられずに地域の中で暮らしていきたいという内容。基本方針4は、今までは障がい者というと、障害者手帳を持っている人が主であったが、これからは障がいをもつべ

ての人が権利条約または差別解消法の対象であることも含め、社会に参加する存在として対象であることも示す必要があると思ひ、基本方針として提案した。

【委員長】 かなり具体的な内容の提案となっているが、今の提案についてご意見をいただきたい。

【委員】 委員提案の方針は障がい者自身の人権の話が中心となっている。これはそれだけ人権が守られていないと感じているということの現れだと思ふ。では、どのように解決していくのか多摩市が具体策の方向性を示す必要があると考える。

【委員】 基本理念、基本方針は大項目ですが、市の指針は全体を対象にしている、障がい者ではなくても誰にでも当てはまる表現となっている。今回障がい者の基本計画ということであれば、委員提案の方針のようにもっと障がい者のための具体的な表現にしたほうがわかりやすいのではないか。しかし、あえて抽象的にして幅広く対象にするという市の方針も理解できる。

【委員】 これから基本計画、福祉計画と2つの計画を作っていくので、福祉計画のほうではもっと細かく、具体的な表現が出てくるのかなと思っている。基本計画では、障害福祉課の考える全体を大きくとらえた表現で良いのではないかとイメージしている。

【委員】 市の基本方針でいきいきと暮らすという表現は、個人の価値観によって違うので違和感がある。基本方針3の説明文に、公的な制度だけによらないサービスや支え合いを組み合わせながら、持続可能な障害福祉を推進します、という文言があるが、これは国の動向そのままである。あえて市の方針として入れる必要があるのだろうか。共に生きる社会という表現も漠然としすぎであると感じる。

【委員】 私は地域福祉活動計画を策定する際に同じく委員として参加したが、最初から基本理念や基本方針は議論が深まらなかったところもあり、理念は空欄にして計画策定を先に進めていった。その中で理念や方針が変わってきたところもあった。もちろん議論をすることも必要ではあるが、むしろ空白にしておいて、少し先へ進めていきながら考えていっても良いのではないだろうか。

【委員】 多摩市に住む外国人の中にも障がいを持つ人はいると思うし、言葉でのコミュニケーションに障壁を感じるという人も対象に入れてはどうか。

【委員長】 様々な意見があったが、確かに今日理念や方針を決定するというのではなく、逆にこれから委員会を進める中で決める方法もあるのかなと思うところもあるが、現在、市の案とつばさの案が具体的にあるが、これをもとにいろいろご意見をいただきながら、市で整理をしていただきたい。

【事務局】 いろいろとご意見頂き感謝申し上げたい。何点か補足をさせていただく。障がい者の定義というところで、先ほど、今までは手帳のある人を対象にしていたといった話があったが、市としても障害者総合支援法にあるように、今までも手帳の有無に関わらず広く対象とすることで理解しており、今後も同様にとらえていきたい。また、初めにも言った通り、計画の対象を広くとらえているところでは、理念や方針はあえて抽象的に表現しているところである。人権については基本方針1の説明に含めていると考えている。人権も含めたイメージで記載しているが、表現が弱いといったところはあるかもしれない。人権にかかることは、障害者基本法でもうたわれているので、そうしたところを入れ込んでいきたい。

また、本日欠席の委員の方から、障がい児という言葉も入れてはどうかという意見をいただいている。あらためて、今回、厚生労働省でも強く打ち出しているところでは、基本方針2にある保健・医療との連携や教育といった部分で障がい児についても触れていきたいと考えている。具体的などころについては、今後の施策の展開や障害福祉計画のところでは詳細に触れていきたいと考えている。

【委員】 人権について、説明に載せたからいいというわけではない。テーマとして方針に明記されることが重要であると考えている。説明まで読む人は少ない。方針の設定の中で示してもらいたい。

【事務局】 本日はたくさん意見をいただいたので、市でもいただいた意見をもとに庁内の計画策定委員会で議論していきたい。

・その他

参考資料のデータ集について

計画策定の詳細スケジュールについて

前回計画策定市民委員会の要点録の確認について

次回日程 8月22日（火）

【委員長】 委員の方より権利擁護専門部会での意見について話がある。

【委員】 7月19日に権利擁護専門部会身体障がい者作業グループを開催し、様々な障がいを持つ方から意見をいただいた。その意見を抜粋して紹介する。

- ・ イベントなどでの手話通訳が足りていない
- ・ 会議などで内容がわからない時に、示すことで気軽に進行を止めることができるカードがあるとよい
- ・ 高次脳機能障害の人が使えるサービスが少ない。また、障害について周知されていない懸念がある
- ・ 相談支援事業所が少ない
- ・ 地域に出ていくためのサポートがほしい（長期の入院後の就労支援など）
- ・ 短期間働ける就労の場がない
- ・ 職場での健常者の人権意識が薄い（障害者権利条約も知られていない）
- ・ 筆談を使うなど、障がい者の意思を確認するためにコミュニケーションの手段にも配慮してほしい
- ・ 防災について市の取り組みが足りていない
- ・ 避難所に車いす用トイレがない
- ・ 避難方法が市から提案されていない
- ・ 防災放送を音だけではなく文字でも知らせてほしい

このように、部会ではいろいろな意見がでているので、またこの場でも紹介したいと思う。

【委員長】 生活調査とも互換するような貴重な意見なので、紙にまとめてもらえると委員の方もわかりやすいと思う。

【事務局】 現在、精神の方や知的の方のグループでも今のような意見の

集約を行っているので、市からも集約して示せたらと考えている。

【委員】 次回までに用意してほしい資料がある。

学童クラブの障がい児加算の定員があるのか

児童館における障がい児の利用率といったものがあるのか

支援学校・学級に在籍している児童数の推移

地域移行に関する病院・施設における待機者数

支給決定の数と実施率 以上お願いしたい。

・閉会

以上